**特定非営利活動法人視覚障害者の就労を支援する会　定款**

**新旧対照表**

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| **第１章　総 則**  **（名 称）**  第１条　特定非営利活動法人視覚障害者の就労を支援する会という。通称はタートルとする。  **（目 的）**  第３条　この法人は、国、地方自治体、社会福祉協議会、職業リハビリテーション関係機関、医療機関、社会福祉団体、経営者団体、労働団体等と協力し、視覚障害者に対して、就労に必要な情報の提供、相談・支援、働きやすい就労環境の整備等に関する事業を行い、視覚障害者の安定した就労を促進し、その経済的自立と福祉の増進に寄与することを目的とする。  **（事業の種類）**  第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、視覚障害者の新規就職、継続就労、再就職に関する下記の事業を行う。  (１)　相談及び職場定着支援事業  (２)　交流及び研修事業  (３)　情報提供及び就労啓発事業  (４)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業  **第２章　会 員**  **（任期等）**  第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。  ２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。  ３ 前２項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会で後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後においても、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。  第６章　会 計  **（残余財産の帰属）**  第52条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センターに譲渡するものとする。  第10章　雑 則  ９　この法人の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  (1) 入会金　　正会員　　　　０円  　　　　　　賛助会員　　　０円  (2) 年会費　　正会員　　 4,000円  賛助会員　一口3,000円（一口以上） | **第１章　総 則**  **（名 称）**  第１条　この法人は、特定非営利活動法人タートルという。  **（目 的）**  第３条　この法人は、国、地方自治体、社会福祉協議会、職業リハビリテーション関係機関、医療機関、社会福祉団体、経営者団体、労働団体等と協力し、中途視覚障害者に対して、就労に必要な情報の提供、相談・支援、働きやすい就労環境の整備等に関する事業を行い、中途視覚障害者の安定した就労を促進し、その経済的自立と福祉の増進に寄与することを目的とする。  **（事業の種類）**  第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、中途視覚障害者の新規就職、継続就労、復職、再就職に関する下記の事業を行う。  (１)　相談事業  (２)　交流会事業  (３)　情報提供事業  (４)　セミナー開催事業  (５)　調査研究事業  (６)　職場定着支援事業  (７)　就労啓発事業  (８)　福祉啓発のための研修事業  (９)　職員及び奉仕者の研修並びに資格の認定、評価基準の策定、その公表に関する事業  (10)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業  **第２章　会 員**  **（任期等）**  第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。  ２　前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最の総会が終結するまでその任期を伸長する。  ３　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。  ４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。  第６章　会 計  **（残余財産の帰属）**  第52条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、社会福祉法人日本盲人職能開発センターに譲渡するものとする。  第10章　雑 則  （追加） |